

# 参考資料

(議会関係)

令和3年大府市議会第3回定例会

## 令和3年大府市議会第3回定例会提出議案（議会関係）

### 【議会規則】

#### 委員会提出議案第2号 大府市議会会議規則の一部改正について

提出委員会 議会運営委員会

欠席の届出関係及び請願に係る押印の見直しを行うため、規則を改正するもの

（内 容）

・欠席の届出関係の見直し

本会議及び委員会の欠席事由の例示に、育児、看護、介護、配偶者の出産補助を加えるなどの用語の整理を行うとともに、議員本人の出産の場合には、産前6週、産後8週の範囲において、あらかじめ欠席届を提出することができる旨を明記するもの

・請願に係る押印の見直し

請願者に対し、提出時に求めている押印を、自署の場合は不要とする旨の見直しを行うとともに、請願者が法人の場合の規定の整理を行うもの

（施行期日）

公布の日

委員会提出議案第2号関係

大府市議会会議規則の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、<u>傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第79条 委員は、公務、<u>傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第126条 請願書には、邦文を用いて、<u>請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所</u>を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、請願者が法人の場合には、<u>邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、法人の代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、<u>疾病、出産その他の事故のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。</u></p> <p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第79条 委員は、公務、<u>疾病、出産その他の事故のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第126条 請願書には、邦文を用いて、<u>請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名</u>を記載し、<u>請願者が押印しなければならない。</u></p> <p>2～4 略</p>

新	旧
<p>(請願文書表の作成及び配布) 第127条 略</p> <p>2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその所在地、名称及び代表者の氏名)、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。</p> <p>3 略</p>	<p>(請願文書表の作成及び配布) 第127条 略</p> <p>2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。</p> <p>3 略</p>